

2019年3月28日

各位

不動産投資信託証券発行者名  
 東京都港区新橋一丁目18番1号  
 日本リート投資法人  
 代表者名 執行役員 杉田俊夫  
 (コード番号: 3296)

資産運用会社名  
 双日リートアドバイザーズ株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 杉田俊夫  
 問合せ先 財務企画本部  
 業務企画部長 石井崇弘  
 (TEL: 03-5501-0080)

(訂正)「2018年12月期 決算短信 (REIT)」の一部訂正に関するお知らせ

日本リート投資法人が、2019年2月18日付で公表した「2018年12月期 決算短信 (REIT)」の記載内容の一部に訂正がございますので、下記のとおりお知らせいたします。なお、訂正箇所については、下線を付して表示しています。

記

**【訂正】**

18 ページ「3. 財務諸表 (7) 重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」

<訂正前>

5. 収益及び費用の計上基準	<p>固定資産税等の処理方法</p> <p>保有する不動産に係る固定資産税、都市計画税及び償却資産税等については、賦課決定された税額のうち当期に対応する額を賃貸事業費用として費用処理する方法を採用しています。</p> <p>なお、不動産又は不動産を信託財産とする信託受益権の取得に伴い、本投資法人が負担すべき初年度の固定資産税等相当額については、費用に計上せず当該不動産等の取得原価に算入しています。</p> <p>不動産等の取得原価に算入した固定資産税等相当額は、前期においては該当なく、当期においては<u>75,887</u>千円です。</p>
----------------	--

<訂正後>

5. 収益及び費用の計上基準	<p>固定資産税等の処理方法</p> <p>保有する不動産に係る固定資産税、都市計画税及び償却資産税等については、賦課決定された税額のうち当期に対応する額を賃貸事業費用として費用処理する方法を採用しています。</p> <p>なお、不動産又は不動産を信託財産とする信託受益権の取得に伴い、本投資法人が負担すべき初年度の固定資産税等相当額については、費用に計上せず当該不動産等の取得原価に算入しています。</p> <p>不動産等の取得原価に算入した固定資産税等相当額は、前期においては該当なく、当期においては<u>75,889</u>千円です。</p>
----------------	--

※本投資法人ホームページに、修正後の「2018年12月期 決算短信 (REIT)」を掲載させていただきます。

以上

※本投資法人のホームページアドレス：<http://www.nippon-reit.com/>